

小川：市川源三の「優生学」

市川源三の「優生学」

小 川 崇

On the thought of "Eugenics" by Genzo Ichikawa

Takashi OGAWA

はじめに

本稿の目的は、女子教育の先駆者のひとりである市川源三（1874-1940）の「優生学」を批判的に検討することである。市川源三は、1874（明治7）年長野県に生まれ、東京高等師範学校研究科を卒業後、1902（明治35）年に東京府立第一高等女学校の教諭の職に就いた。1918（大正7）年には同校の校長兼教諭となり、1935（昭和10）年に辞職後、同校の校友会である鷗友会が同校創立50周年記念事業の一環として同年に設立した鷗友学園高等女学校校長に就任している。この足跡を見るだけでも市川が女子教育の振興に尽力していたことが偲ばれるが、水野真知子によれば市川の東京府立第一高等女学校辞職の理由は、入学試験問題の御製誤写のほかに、著書『現代女性読本』を原因とした東京府会との確執があったのではないかと推察されるという²。『現代女性読本』事件については水野論文に詳しいが、この事件は市川の著作が「新良妻賢母主義」であるとの理由から東京府議会によって論難されたものであった。この事件の経緯をふまえた上で、水野は以下のように述べる。

「市川が主唱した『新良妻賢母主義』は、当時の既定概念であった家族制度の淳風美俗と鋭く対立した。言うまでもなく、家族制度とは『家』道徳を根底にして、性による差別を制度化したものであった。……これに対して市川は、そのような家族制度を『前時代の』もの、『動揺しつつあるもの』として、淳風美俗は『影を没しつつある』ものととらえ、結婚改善の観点に立って主体としての女子のあり方を問題とした。そして、そこから男女共学制の実施、親権における男女の平等などを唱えたのであった。それは『家』道徳に支配されない社会、家族関係を想定した女子教育の提唱であった。……こうした市川の女子教育思想が、府会という政治舞台において圧殺された背景には、国家総力戦体制の確立へと向かう過程において、イデオロギーとしての家族制度の再編と維持強化を図ることこそが、国家権力にとっての最大の課題であったことが指摘されなくてはならない。そこでの女子教育は、『夫本婦末、夫尊婦卑、の夫婦的根本規範を確立し、婦徳の貞順を本とすること、母の超功利的慈愛が兒子長養の主徳であることの確たる信念を養ふこと』を目的とするものとして、確固たる位置づけをしておく必要があった」³。

男女共学や親権における男女平等を唱えた市川の著作が、府会の「良妻賢母」観を刺激し、そのことによって市川が職を辞したとすれば、その異議申し立ての帰趨と同時に、市川の構想した「新良妻賢母主義」の中味、すなわち男女のあり方や両性の関係をどう位置づけていたの

かということを問うてみる必要がある。この『現代女性読本』によれば、「旧い良妻賢母主義によれば妻は夫の従者である。……新しい意味では良妻といへば、夫のよい協力者といふ意味である。その時夫とは対等の関係にある。夫のよいことはこれを勤め、悪いことはこれを止めるだけの見識と熱意とを有ってゐる妻である。これだけの妻であれば、我が子の育児、教育が合理的になし得られるし、我が子の人格の芽生えを啓培することも出来る。男女同格、夫婦対等であって始めて、賢母と良妻の二語が結びつくのである」⁴としており、男女の関係は、少なくとも主従ではなく「対等」であり、「協力」して家庭を築くものとして構想されている。ところで、市川は結婚には、①「生物としての目的」（「子孫の繁栄」）、②「社会人としての目的」（「完全共同生活」）、③「理想的存在としての目的」（「相互に修養し合ふべき関係」）という3つの目的を挙げているが⁵、上述の「対等」「協力」といった男女のあり方は②および③に関わるものである。従来の「良妻賢母」観とそれに規定された男女のあり方に変更を迫るといふ意味でこの点は重要であるが、後述するように、優生学的な観点からは、むしろ①の目的、それも「優秀な子孫を残す」ということがここでの眼目なのではないかとも考えられる。そう考えると、①の目的達成のために「対等」や「協力」といった徳目を必要とする「新しい男女関係」という構図が見えてくるのではないか。

また、亀田春枝は、市川が掲げた東京府立第一高等女学校の「教育方針」に基づいて、その方針がいかに実際の教育にいかされていたかを検討した上で、次のように述べている。「しかし何はともあれ、市川は女子を従来の良妻賢母主義から解放し、脱皮させる必要を痛感して、人間として、女として、国際社会に貢献しえる日本国民として教育しようと努力したのであった。当時、女子中等教育でのエリート校と評された第一高等女学校でさえ、卒業生の大部分が結婚して家庭に入る現状に直面させられた市川は、中等教育で終わる女子の為に、新良妻賢母主義をもって完成させざるをえなかったと理解できる」⁶。「我国の家族制度にふさわしい良妻賢母であると共に国体観念を自覚的に持つ女子であることが要求される」⁷ような現実において、女子の「解放」を目指した市川の教育に対する姿勢は、特筆されてよい。しかし、「女子に対する高度の人間教育により、精神的・経済的・社会的に独立した女性が男子と人格的に対等な立場で結婚（優生学的配慮も含む）することに依って、将来実現されるであろう、よりよき子孫の繁栄と男女平等の社会併びに高度の素質を持った日本人に依る日本国家の建設と国際的活動及び平和的貢献が可能である」⁸とされる市川の将来にわたる構想は、女性の解放、男女平等を志向しているのと同時に、市川の主張する優生学とも両立しうる。そして、ここに新たな矛盾が生じるのである。つまり、「良妻賢母」からの解放であれ、男女平等であれ、それに至るプロセスは既存の格差や不平等の打破を目指すものであるが、優生学はそれらを利用しながら新たな格差や不平等を作り出していくからである。筆者は、市川の優生学を検討することは、この種の矛盾を検討することであると考えている。

上記の両研究の基本的モチーフは、市川の持つ進歩的・近代的な側面を示すことにある。それ故に、保守的な良妻賢母に対して新良妻賢母主義を対置させるのであるが、別の側面から見ても市川は十分に近代的な思想を展開していたといえる。それは、両者の研究では共に焦点が当てられていないが、人間を遺伝という「科学理論」を根拠にして格付けし、格付けされた

個々人の生に対して第三者が積極的に介入し、その格付けにあった方法で「配慮」がなされるべきというものである。本論ではこのような問題意識から、市川が優生学をどのように把握し、また現実の社会の何を問題としてどこにどのように優生学を適用しようとしていたのかということについてみていきたい。

1. 優生学の定義と方法

優生学とは、端的に言えば、人間の遺伝的形質に着目して、人間を「優劣」に格付けし、「優れた」形質を備えた「優秀者」の増加と「劣った」形質を備えた「劣等者」の減少あるいは除去を目論む思想であり、このような思想を背景に断種や隔離という優生政策が展開されてきた。このような優生思想は、古くは古代ギリシアまで遡ることが可能だが⁹、優生学 Eugenics という言葉自体はフランシス・ゴルトン (Francis Galton, 1822-1911) の著作『人間の能力とその発達の研究』(1883年) による¹⁰。この優生学の日本への導入は明治期に始まるが、ゴルトンに関しては、福沢諭吉『時事小言』(1881年) ですでに言及されている。研究・運動団体としては、「日本優生学協会」(1925年)、「日本優生運動協会」(1926年) が設立される。また1930年には「日本民族衛生学会」(1935年に「財団法人日本民族衛生協会」に改組) が設立され、優生思想の普及、「断種法案」の作成、優生結婚の奨励などの運動を展開している。市川源三は、日本優生学協会の創立発起人、日本民族衛生学会の理事としても名を連ねており、優生運動に積極的に関わっていたことを示している。以下では市川の優生学に関する主張を見ていくが、資料としては主に雑誌『教育時論』に6回にわたって連載された「応用優生学」(1925年) を用いることにする。その理由は、この論文が単発のものではなく、市川の優生学を体系的に述べているということ、また後に女性の生涯全般に対して自らの主張を展開している『入学・青春期・結婚・優生学・母の再教育 女性文化講話』(1935年) の骨格をなす「優生学」の章がこの「応用優生学」を下敷きにして執筆されているからである¹¹。

まず、市川は優生学をどのようなものとして定義しているだろうか。先述のゴルトンの定義(「肉体上精神上に於て次の種族的性質を改善し、或ひは改悪する原因の社会的統制の下にあるものに就いて討究する学問」「一種族の先天的性質を向上せしむる諸原因並びに一種族の先天的性質を極度に発展せしめる諸原因に就いて研究する学問」) やダベンポートの定義(「優生学とは、人種の天賦の諸性質を改善する諸の影響を取扱ふ科学である」) を引いた後に次のように述べている。「要するにこれ等の定義によつても知れる如く、優生学は遺伝の学理をその土台とし、社会学を建物としてゐる一つの大きなビルディングである」¹²。ここには、遺伝が社会のあり方に影響を与える(「良く」もなりうるし、「悪く」もなりうるという具合に) ことが含意されているが、この「遺伝の学理」(=「学理的優生学」) の成果を社会の隅々までに適用していこうというのが「応用優生学」の主旨である。

「その学理に基づいて種々なる政策を立案し、国家百年の大計を定めるが如き、又専ら結婚に当たって実地にこれを適用するが如き皆応用方面である。更に又結婚当事者に優生学的の知識を授け、結婚の前程たる恋愛を合理的に指導し、結婚によって夫婦生活の上にも、また子孫の上にも、よい結果を齎さうとすることが如きも応用方面の一例である」¹³。

ところで、優生学を実践に移そうとする時、積極的措置と消極的措置があるといわれる。つまり、「優秀者」に対する結婚・出産の奨励を通じて「優秀者」の増加を図る措置と、「劣等者」に対して結婚・出産を抑制ないしは禁止することで「劣等者」の減少ないしは除去を図る措置である¹⁴。市川もこのことに言及しており、「積極的優生学」「消極的優生学」「予防優生学」の必要性を次のように説いている。

「その第一の部門といふのは、「積極的優生学」もしくは「建設的優生学」、或ひはまた「助長的優生学」とも言ふべきものであつて、これは、人類の有する最高の性質を実現して見ようといふ要求に応ずる優生学である。換言すれば、天才或ひは偉人を一層多くしようとする計画である。……その第二の部門といふのは「消極的優生学」と名づけるものである。それは、人類の中に常態以下の人々が存在してゐることは、人類の幸福を破るものである。即ち精神病者、低能者或ひは不具者及び不具癱疾者といふやうなものが人間の中にあることは、どんなに人類の幸福を妨げるかも知れぬ、よつてこんなものを人類から駆逐するを目的とするものである。ところが人間の素質を低劣化するものはその人の素質そのものにある外に、外部からの影響、即ち人種毒と名づくべきものゝ中にあるものである。人種毒といふのは即ち花柳病、癩病及び酒精中毒、鉛中毒等である。これ等のものが人類の素質を破壊し、もしくは人類の素質を低劣にするものであるから、これ等を防禦することが必要である。そこで第三の部門、即ち「予防優生学」が主張されることになるのである」¹⁵。

ここでの「消極的」と「予防」は、上で述べた消極的措置に対応しており、個々人のおかれている身体的・精神的状態に着目するか（「消極的」）、またはそのような状態を引き起こしうる外的要因に着目するか（「予防」）、という観点から区分されている。このことは、優生学の関心が単に遺伝のみではないことを示している。遺伝的要因のみならず、外的要因によっても人間は「劣化」しうるのである。

この積極的優生学と消極的優生学のうち、歴史的に見れば断種および隔離といった後者を優生政策として採用した例が主流であり¹⁶、市川の注目するのも消極的優生学である。「……そこで多くの人々の考へが一変して、寧ろ人類の素質を低劣化するところの悪質遺伝を駆逐することに考へを向けた方がよからうといふやうになつたのである。悪質の遺伝を駆逐して、総ての人を正常な状態に置けば、その中から、何処に出るかはやわからぬが、天才が出現するであらう、又社会の一般から考へても、悪質のないのはよいことだから、主にこの方面からやつて行かうといふのが今日の傾向である」¹⁷。

次に、この消極的優生学を実践に移す場合の方法について見てみる。市川は、出来るならば「低能者」の結婚を禁止することが良いという。しかし、結婚の禁止は重大な人権問題でもあり、仮に結婚を禁止しても「和姦」や「野合」が増えるだけなので、それでは「悪質遺伝者」を減少させることが出来ない。それ故次に提起されるのが「絶産法」（断種法）である。「絶産法」といふのは米国で會つて犯罪者に対して行つたもので、犯罪者に遺伝の素質があると医者が認めた場合には、本人の承諾を得て外科手術による去勢法やエツキス線による絶産法を施しかくして生殖不能に陥らしめるといふのである。併しこれは実行困難である上に莫大な費用を要するのである」¹⁸。実際に、断種＝不妊手術はアメリカでも行われていたが（1923年には32州

に断種法が存在した)、ナチス政権下のドイツでも1933年には遺伝病子孫予防法が制定され、日本においても国民優生法(1940年)、優生保護法(1948年。1996年6月に母体保護法に改正)下で「優生手術」は合法化されていたし、またスウェーデンにおいても1930年代から70年代にかけて不妊手術が行われていたことが最近になって報じられた¹⁹。このような事実在即せば、市川が考えるほど「絶産法」は非現実的な措置ではなかったともいえるが、市川が現実的措置として挙げるのが隔離である。「隔離法といふのは、癩病患者を隔離するやうなわけで、悪質遺伝の所有者をある一角に生活せしめて、結婚もさせず、人の親ともならせずに世を送らせる方法である。これも考へやうにでは人権蹂躪といふことになるが、併しよく考へると第一人並みでない心身の者が生存競争場裡に立つといふことは、その本人にとつて却つて悲劇であるから、彼等を競争圏外、即ちいはゞ安全地帯に居らせることが、寧ろ彼等の天命を保護する所以ではないかといふことにも考へられる。で今日ではこの論が一般に採用されてゐる」²⁰。この隔離措置は明らかに「癩予防ニ関スル法律」(1907年)に基づくハンセン病患者隔離をモデルにしているが²¹、「悪質遺伝の所有者」を「悲劇」から救い、同時にそのような「劣等」な形質を社会から除去していくという意味で、隔離措置は一石二鳥というわけである。しかし、「劣等者」を「悲劇」から救う＝本人のためというロジックは、このような場合の常套句であり、その目的はあくまでも「悪質遺伝」形質の除去であることは確認しておきたい。

以上では、市川の優生学の定義とその方法に関して概観してきたが、それは、ゴルトン、ダベンポートの定義を援用しながら、優生学を「遺伝の学理」に基づいた「社会改良」の手段として位置づけながら、その実現のために消極的優生学の中でも特に隔離という措置に重点をおいたものであった。しかし、そもそも「悪質遺伝の所有者」＝「劣等者」とは誰なのか。また何故をもってそのように名指すことが可能なのか。このことが明らかにならなければ、「学理的優生学」を現実に「応用」することはおぼつかない。そこで、次節では「劣等者」とは誰のことを指すのか、また「劣等者」と「優秀者」をふりわけ基準・方法はどのようなものか、ということを確認したい。

2. 「劣等者」の定義とその選別

前節で資料とした「応用優生学」を通読してみると、「劣等者」とは誰のことを指すのかということ具体的に述べた箇所はない。わずかに「常態以下の人々……即ち精神病者、低能者或ひは不具者及び不具癱疾者」「花柳病、癩病及び酒精中毒、鉛中毒等」ということを挙げているのみである。しかし、「応用優生学」の編集・加筆版ともいえる『女性文化講話』所収の「優生学」ではこのことについて次のように触れている。

市川は「優生学上から見て、その増殖は望ましくないとされる人々即ち悪質の遺伝を有する人々とは一体どんな人々を指すのであらう、又そんな人々が全人口中幾割位を占めてゐるものであらう」と問うた後で、「低能者」「精神病者」「癩癩病者」「聾啞、生来盲を始め種々の不具者」「酒精中毒、鉛中毒、慢性梅毒患者等」を挙げ、「低能児の数は同年齢の児童百人中三人位」であるが、「低能児の發育は悪いので、その寿命も短かろうから、大人の低能者はこの割合に多くは無からう」として40～80万人、「精神病者」「癩癩病者」がそれぞれ8万人と算出する²²。

ここでも遺伝は重視されており、「低能者」の場合、「低能者総数の三分の二は明かに生来的だと見做されてゐる」とされ、「精神病者で、就中、躁鬱病は遺伝の確実な精神病」、「癲癇病者……これも遺伝する」、「不具者……多くは遺伝性のものと見るべきである」、「酒精中毒、鉛中毒、慢性梅毒患者等……その子孫に悪い影響を残すものもある」とされる²³。また、次のような言及もある。「精神低劣者の原因は主に遺伝から来るものであつて、低劣な両親から（若くは片親から）低劣な子供が生まれるのである。又両親若くは片親が人種毒（酒毒・鉛毒・及性病等）に犯され、それが遺伝することもある。低劣の原因が既に先験的であるから、教育や境遇の力も如何ともする能はざるもので、身分の高い親はどうかして我が愛児に高い教育を授けたいと冀ふであらうが、それは到底不可能のことあつて、あきらめねばならない」²⁴。

もし市川のように、「優秀者」であるか「劣等者」であるかということが、遺伝という「先験的」な条件によって決定づけられ、「教育や境遇」によっては如何ともしがたいものであるとすれば、教育という営みにはどのような存在意義があるのだろうか。少なくとも「劣等者」に対して教育を行うこと自体を無用だというわけではない。「其の能力相当に教育し、能力相当な職業を選んでこれに従事させれば、幸福にその生涯を送ることも出来、社会に不安を与えないですむのである」²⁵ というように、社会防衛的な観点から消極的ながらも教育の意義を認めている。それでは、市川にとって教育の最も重要な意義は何かといえ、選別、つまり「素質の選定」²⁶ である。アメリカの心理学者でビネーの知能検査をアメリカ版として改定し、そこに知能指数 IQ の導入を図ったターマン (L. M. Terman, 1877-1956) の理論を援用して、知能検査を実施し、そこで得られた知能指数をもとに「素質」を選定していこうというのである。知能指数とは、知能検査によって得られたポイントを知能年齢に変換し、それを実際の生活年齢で割り、100を掛けたものである（知能年齢÷生活年齢×100＝知能指数）。実際にどのような問題を用いて、どのように選別を行うのか、ということを示しておく。

十一歳児童（用問題）

- 1 文章の理解と記憶 一個の単文を示し、之を児童に音読させてその中の重要な箇所を記憶させ、それを口答又筆答させるのである。

例 昨夜九時頃本郷に火事があつた。一時間ばかりで火は消えたが、十七軒やけて了つた。よく眠つて居た女の子を救ひ出さうとして一人の消防夫が手足にやけどをした。

右の文中重^{ママ}な言葉即ち昨夜・九時頃・火事・本郷・一時間・消え・十七軒・やけた・眠つて・女の子・救ひ出す・一人・消防夫・手足・やけど、以上十五語の中八語が言へれば合格とする。

（中略）

- 5 抽象名詞の定義 慈善・公益・深切^{ママ}の名詞を与えてその意義を答へさせる。

慈善の定義に不幸な人とこれを助ける行為とを含んだ答を正解とし、公益に対しては広く世の中とその為めになる行為とを含んだのを正解とし、深切に対しては困つて居る人とそれを思ひやつて助ける愛情及行為とを含んだ答を正解とする。三問中二つの正解を合格、一つを半分、無きを不合格とする。

(中略)

十二歳児童

3 物語の要領

次の四種の物語を順次に語り、各物語の終わりに「この話は私どもに何をしてはいけない、又何をしなければならない」と訓へて居るかと訊ね、四問中三問まで正解し得たのを合格とし、以下これに準じて半分・不合格を定める。

- (1) ある鳥が肉を銜へて木の枝に止つてゐるのを狐が見つけて欺いて其の肉を取らうと思つて、鳥の羽毛の美しいのをほめ、「わたしはあなたの声も羽毛のやうに美しいと聞いてゐるが、一つ鳴いて聞かして下さいませんか」と云つた処が、鳥は大層喜んで一声鳴いた。その時つひ口を開いたので、肉はしたに落ち狐は直ちにそれを食べて了つた。
- (2) 運送屋が荷馬車を曳いて田舎道を通つて居たところ、不意に車がぬかるみの処へはまり込んだ。その男は何もしないで車を眺め、大声をあげて力の神様に助けを求めた。力の神様はすぐにお出でになつたが、その男を御覧になつて、「自分で先づ車に肩をあて、押し上げ、同時に馬に鞭を加へて見たらどうだ」とおっしゃつて行つて了はれた。

(中略)

- (1) の答は「自慢をしてはいけない」を正解とし「人を欺して物を取つてはいけない」を半解とする。
- (2) の答は「他人を頼つてはいけない」「出来るか出来ないか、とにかく最初は自分でやつて見るものだ」といふのを正解とする。

(中略)

十三歳児童

- 1 三個の物体を比較してその類似点を言はしめる。例へば、(1)毛糸、綿、皮 (2)バラ、馬鈴薯、桜 (3)小刀刃、銅貨、電線のやうなもの。三問中二問まで正解したのを合格とする。
- 2 六個の数字を逆に反復させる。
三回試みて二回正答を合格とする。²⁷⁾

以上で掲げたような「児童の満年齢（生活年齢）」に対応した問題を5問課し、5問とも正解した場合は、次の年齢に対応した問題へ、1、2問の不正解があった場合は、下の年齢の問題へと進み、そこで得たポイントを知能年齢に変換するわけである。市川がここで挙げている例は次のようなものである。満12歳の子どもに11歳対応の問題から13歳対応の問題を用いて3年齢分の知能検査を行い、11歳の問題は全問正解、12歳の問題は3問正解、半分と不正解が1問ずつ、13歳の問題は1問正解、2問半分、2問不正解。11歳の問題は全問正解で、知能年齢11歳はクリアしており、12歳以上では正解の合計が5.5となるわけだが、このうちの5は12歳をクリアしていることを示し、残りの0.5は0.5（点）／5（問）であることから知能年齢0.1歳に変換され、知能年齢の合計が12.1歳となる。この12.1歳を生活年齢12歳で割り、100を掛けると知能率（＝知能指数）101が得られる。この知能率101を「天才・准天才、最秀才、秀才、凡才、遅鈍、中間者、痴愚」の等級に位置づけることで受験者の選別が行われるのである²⁸⁾。

これに加えて、「目や耳の働きから、身長体重の長さ重さを検査し内臓（肺、心、腎及腹膜）の検査」を行う「身体検査」、「通例本人の兄弟両親及び両親の兄弟及び祖父母について調査する」「遺伝の調査」の検査を行うことで、個々人の持つ遺伝的「素質」、身体的健康、家系の遺伝的傾向のデータが得られ、それによって「優秀者」であるか「劣等者」であるかが選別されていくことになるのである。ここでは以上で示した検査、特に知能検査の内容の如何や、その科学性、信憑性を問うことはしない。より重要なのは、市川が、これらの検査に従って人間を「優秀」と「劣等」（そしてその中間）に選別できるという確信を抱いていたという事実であり、そのような選別によって「劣等者」の刻印を押された者に何が行われようとしていたか、またそのことによってどのような社会が目指されていたか、ということである。

3. 市川源三の社会観

前述のように、優生学それ自体の目的は、優秀な遺伝子の確保と悪質な遺伝子の除去であるが、そのこと自体をいくらくり返してみても意味がない。19世紀末から20世紀にかけて優生学は世界的な流行を見るが、個々の論者の優生学的主張に関しても、また個々の国家による優生政策の実施に関しても、この両者が関わり合いながら、それぞれに異なった展開を示している²⁹。そうであるとすれば、日本における社会的状況を市川がどのように受容し、そのことをどのように優生学と関わらせているかということを確認しておく必要がある。言い換えれば、市川は現実社会の何を問題とし、その問題に対してどのように優生学を「応用」しようとしたのか、ということである。日本の場合、明治維新を契機に欧米列強の帝国主義植民地分割競争に、「富国強兵」「殖産興業」を国家的なスローガンとして掲げながら積極的に加わっていくが、その過程で台湾・朝鮮半島を植民地として領有し、さらなる「權益」を求めて、中国大陆を舞台に帝国主義列強と激しく渡り合うこととなる。また、国内においては、1925年に衆議院議員選挙法が改正され、25歳以上の男子に対して参政権が与えられた「普通選挙法」が成立し、政治的な変革が迫られていた。また、第一次大戦後の戦後恐慌と関東大震災による経済的打撃が金融恐慌を引き起こし、1930年には世界恐慌が国内にもおよぶ（昭和恐慌）、というように経済的にも不安定であった。

このような社会状況において、市川は何を問題と感じていたのか。ここでは「普通選挙」を軸に見ていくことにするが、少なくとも、市川は普通選挙を混乱を引き起こしうるものと見ていたようである。「普選実施とその教育的準備」と題して、以下のような議論を展開しながら、「その用意は、要するに老・成人の教育と、下智階級の指導に帰する」ことを主張する³⁰。「財産の多寡」を基準とした「ブルジョア・中産階級・プロレタリア」という階級区分は妥当性が低く、それよりも「寧ろ教育、或ひは広く教化の上から見て、社会の階級を、上智階級・中智階級・下智階級の三つに区分することがより適当である」。従来の教育者は、「下智階級」に対しても「教育さへ普及すれば、教育者の考へるやうな理想郷に到達する」と考えてきたが、そのようなことは不可能であって、「人間の知能といふものは、先天的に固定してゐて、これは如何なる教育力を以てしても、動かし得べきものではない」。このような人々を放置したまま普選を実施すれば、「実施後幾らかの年月を経た暁に於て、吾人はつくづく前日の輕率を嘆

くの日がある」に違いないので、「事前にこれに備へる努力」が必要である。このことに関わって最も憂慮すべき問題は、「扇動政治家の野心に煽られて、民衆の一揆が起り、選挙の神聖を汚しはしないかといふことである」。このことへの対処としては「所謂下智階級のものを教育し指導する機関の施設である。教育といふよりは、寧ろ宗教家が愚民を導くやうな組織でなければならぬ。それは理論を理論として理論的に教へるといふのではなくて、結論をとつてわかり易く一般人に呑み込ませるやうにするのである」。このような機関は、宗教家、中学校の教師、地方自治体の社会教育部、私立の団体、政党など、どこが主体となって設立すべきかは容易には決められないが、「兎に角、下智階級のリーダーを造るといふことは……政治的扇動家に禍されて秩序を紊るのを予防する所以であるから」このような機関を設立することが緊要である。また、もうひとつの問題は、「老人及び成人は、常に保守的・退嬰的であつて、殊に無知な人間の保守は進歩にとって無類の妨害となる」ことであり、その方策としては「所謂成人教育、即ちアダルト・エジュケーションの施設」が考えられ、「この事業を各大学のエクステンションの一つとして完成するのが一番よいと思ふ」としている。以上の議論から「その用意は、要するに老・成人の教育と、下智階級の指導に帰する」という結論が導かれるのである³¹。

ここでの「上智」「中智」「下智」とは、そのまま「優秀」「中間」「劣等」と言い換えても差し支えない。つまり、普通選挙実施に際して必要なのは、「下智階級」および保守的な存在である老人・成人に対する社会防衛的な観点からの啓蒙である。ここで、市川は普通選挙、形容矛盾ではあるが、「制限付きの普通選挙」を全否定しているわけではない。そうではなくて、性別や年齢によって参政権が賦与されるか否かということの「不合理」を問題にしているのである。なぜならば、複雑度を増す社会において、教育の力では如何ともしがたい「下智階級」＝「劣等者」はその社会の変化（＝進歩）についていくことが出来ない。そのような者たちに普通選挙の名の下に参政権を与えるとすれば、「民衆政治は寔に危険千万なもの」に他ならない。そのような「危険」を回避するためにこそ、優生学は必須のものとして考えられるのである。それ故に「危険」回避のためには、「優生学の実施に因つて国民の頭脳を揃へる」、すなわち、「国民自治の精神を了解できぬ頭脳の所有者並にその子孫の絶滅を図」るか、「それが不可能ならば選挙権を万人に与へるといふ普選制度を中止せねばならぬ」という措置が必要となるのである。「かゝる人々を政治的に、また経済的に普通以上のものと同等に取扱ふことは、決して国策のよろしきを得たものではないのである」³²。

また、市川は、「皇室を中心とする大きな家族制度」が、普通選挙によって破壊されることはあり得ないということも主張しているが³³、ここでは国家主義的であるというような批判は行わない。なぜなら、そのような批判を行うことで市川の優生学的な主張が隠れてしまうからである。優生学という立場をとる以上、理論的にも実践的にもどこかに「優秀」な形質の頂点を設けなければならない。その頂点は必ずしも点である必要はなく、面であっても構わないのだが、先に触れた知能等級にあてはめれば、人口の0.55%を占めるとされる「俊才」、あるいは10万人に1人の「天才」がそれにあたる。そして、これと同時に天皇制の存在を疑わないということは、「優劣」のピラミッドの頂点の天皇を置かざるを得ない。このような意味で、市

川の天皇制擁護は必然なのである。

そして、ここまでの考察を踏まえることで、優生学の現状維持的な性格が明らかになる。優生学は、その出自からして、社会ダーウィニズムの強い影響を受けている。社会は自然淘汰の原理に基づいて進化・発展するが、科学技術、特に医療や福祉の発展、さらには戦争によって、本来ならば淘汰されていたはずの「劣等」な人間が生き残り、逆に淘汰されるべきでない「優秀」な人間が命を落とすことになる。このことを押しとどめようという思想が優生学に他ならないが、それでは何をもって「優劣」を選別していくのかといえば、個々人が現在置かれている状態、あるいは有している「能力」である。それがどのような環境で、どのような手段を用いて得られたのかということは度外視され、現在置かれている社会的・経済的・政治的・ポジション、あるいは現在有している「能力」を根拠に、時間を遡り、そこに遺伝という科学的要因を付与することで、現在が肯定されるのである。

このような思想は、人々をある衝動へと駆り立てずにはいない。それは、一方で「良き生」への憧れであり、他方では「劣った生」の排除である。人は、それが優生学的なものでないとしても、「良き生」を願望するだろう。しかし、「良い」とは何を意味し、それを決定づけているものは何なのか。また、「劣等」故に社会から排除される者がいるとすれば、排除される者にとって、その「排除」は何を意味し、その「排除」を決定づけるものは何なのか。市川の構想した、優生学を原理とする社会は、少なくともこのような問いを欠いた社会である。

おわりに

本論では、市川源三の優生学を、その定義と方法、「優劣」を分ける基準と選別の方法、そしてそのような優生学に基づいた社会とはどのようなものか、という観点から概観してきた。そこで構想されていた教育の機能は「選別」であり社会防衛的な「啓蒙」であったが、このような優生学への奉仕を目的とした教育は、現実の女子教育実践にどのような影響を与えたのか、またより広く教育と優生学の間にはどのような関係を見い出すことができるかという課題については別稿を期したい。

おそらく、市川にとって社会は有機体に擬せられるものであったろう。生物の身体が無数の細胞の働きとその組み合わせによって構成されているように、社会を構成する無数の人々の思考や行動のあり様が直接社会のあり方に影響を与える。社会を構成する人々が「良き」道徳に則って「良き」行いをなすことで、社会の「健全さ」が保たれ、社会が進歩するものと考えられるならば、「良き」道徳を持たず、また「良き」行いもなさない人々は矯正されるか、または除去されざるを得ない。また、身体を構成する細胞に社会を構成する人間をなぞらえるならば、生の目的は社会そのものになくしてはならない。この発想によれば、身体という全体無くして個々の細胞が存在し得ないように、社会という全体無くして個々の人間は存在し得ないからである。それ故に、時には当人のためという論理を用いながらも、優生学は、人類、人種、民族、国家……という集団を主語として語られてきた。しかし、生殖技術の発展により、様相は一変している。「新しい優生学」³⁴がわたしたちの周りを取り巻いている。その顕著な例が、デザイナーベビーであり、選択的な人工妊娠中絶である。ここにもやはり、「良き生」への憧れと「劣った生」

小川：市川源三の「優生学」

の排除を見て取ることが出来る。このような優生学の新たな展開をどのように考えていけばいいのか。今わたしたちにできることは、現実を直視し、そのような流れを決定づけているのは何か、と問い続けることである。

- 1 一般に、学問とは理論にもとづいて体系化された知識・方法を意味するのに対して、思想はある事柄に対するより包括的な思惟や思考であり、この意味からは、ここでは優性思想の語を用いる方が相応しいと筆者は考えるが、市川源三が自らの優性思想を「学」としてとらえていたことを明確にするためにここでは「優生学」の語を用いる。
- 2 水野真知子『「現代女性読本」事件について——市川源三研究1——』『立教大学教育学科研究年報』第28号、1985年。また、亀田春枝によれば、「この御製の出題は当時教頭であった有原末吉であるといわれている。『民のため心の休むひまぞなき身は九重の内にありても』が『民のため心の休むときぞなき身は九重の内にありても』の誤りであった」（傍点は原文）という。亀田春枝「市川源三の女子中等教育」日本女子大学女子教育研究所編『昭和前期の女子教育』国土社、1984年、118頁。
- 3 水野前掲論文、74頁。（引用中の『 』内は、『家庭教育指導叢書』第一輯、文部省、1934年、270頁。水野による。）
- 4 市川源三『現代女性読本』明治図書、1934年、5頁。
- 5 市川源三『入学・青春期・結婚・優生学・母の再教育 女性文化講話』明治図書、1935年、355-361頁（市川源三『入学・青春期・結婚・優生学・母の再教育 女性文化講話』日本図書センター、1984年）。
- 6 亀田「市川源三の女子中等教育」、115-116頁。
- 7 亀田「市川源三の女子中等教育」、108頁。
- 8 亀田「市川源三の女子中等教育」、115頁。
- 9 市野川容孝「優生思想の系譜」石川准・長瀬修編著『障害学への招待』明石書店、1999年。
- 10 ゴルトンは、1904年5月に開催された第1回イギリス社会学会において「優生学——その定義、展望、目的」という演題で講演し、「優生学とは、ある人種の生得的質の改良に影響するすべてのもの、およびこれによってその質を最高位にまで発達させることを扱う学問である」と定義している。鈴木善次『日本の優生学』三協出版、1983年、米本昌平「イギリスからアメリカへ——優生学の起源」米本昌平・松原洋子・棚島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会』講談社現代新書、2000年、松原洋子「優生学」市野川容孝編『生命倫理とは何か』平凡社、2001年、参照。
- 11 「応用優生学」と『女性文化講話』の「優生学」の章を読み比べてみると、構成は大きく変更されているが、同一の文章が散見される。「応用優生学」を基に編集・加筆を行ったのであろうと推測される。参考までに両者の目次を示しておく。
「応用優生学」：1. 「優生学第一」、2. 優生学とは何ぞや、3. いずれの部門が最も重視されているか、4. 人口問題と優生学、5. 低能者の隔離、6. 民衆政治と優生学、7. 第一児・第二児の問題、8. 家族加俸問題、9. 教育上に於ける応用、10. 戦争と優生学、11. 独身者と優生学、12. 禁酒問題と優生学、13. 老人保護と優生学、14. 雛妓の救済と優生学、15. 婦農運動と優生学、16. 結婚制度の改良、17. 性教育論、18. 優生学に対する種々な疑問と反対
「優生学」：1. 素質の力、2. 優生学の主張、3. 積極的優生運動、4. 消極的優生運動、5. 優生運動の重要性、6. 劣弱者の群、7. 優秀者の群、8. 結婚の自由と優生運動、9. 富の分配と優生運動、10. 自由民権と優生運動、11. 都市集中と婦農運動、12. 禁酒及び廃娼、13. 人口問題と産児調節、14. 種々の非難、15. 米因断種法の成績、付録（遺伝の優性と劣性）
- 12 市川「応用優生学」（一）『教育時論』第1445号、1925年8月5日、19頁。
- 13 市川「応用優生学」（一）、17頁。
- 14 市野川によれば、positive（積極的。市野川の訳は「促進的」）であれ、negative（消極的。同「抹消的」）であれ、そこに作為 commission が存在するという意味では、active（同「積極的」）である。「遺伝的に優秀とされた者のみを選んで子どもを産ませる「促進的」な措置にしても、劣等とされる者

- から生殖能力を奪う「末梢的」な措置にしても、それらは作為（＝積極的な介入）であることに変わりない。」市野川「優生思想の系譜」131頁。
- 15 市川「応用優生学」(一)、19頁。
- 16 「……人間の場合、遺伝法則に従うのは圧倒的に病的形質が多いため、実際に行われたのは後者（消極的優生－引用者）の断種政策がほとんどであった。」米本昌平「優生学」『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998年、1621頁。
- 17 市川「応用優生学」(一)、20頁。
- 18 市川「応用優生学」(二)、『教育時論』第1446号、1925年8月15日、19-20頁。
- 19 前掲『優生学と人間社会』、市野川容孝「福祉国家の優生学」『世界』661号、岩波書店、1999年4月、参照。なお、国民優生法および優生保護法下における優生手術実施件数などについては、柘植あづみ・市野川容孝・加藤秀一「『優生保護法』をめぐる最近の動向」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房、1996年、参照。
- 20 市川「応用優生学」(二)、20頁。
- 21 ハンセン病患者を療養所に隔離する根拠となる条文は以下の通り。なお、療養所からは患者の脱走が絶えなかったという。杉本章『障害者はどう生きてきたか』ノーマライゼーションプランニング、2001年、参照。
- 「第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ
- 2 必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ為スヘシ
- 3 前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得」
- 22 市川「優生学」『女性文化講話』215-216頁。
- 23 市川「優生学」216頁。
- 24 市川「少女少女の入学」『女性文化講話』31頁。
- 25 市川「少女少女の入学」31頁。
- 26 市川「優生学的考察」『教育時論』1392号、1924年2月、2頁。
- 27 市川「少女少女の入学」、7-12頁。文中の傍点は原文による。
- 28 市川「少女少女の入学」13-14頁。なお、前掲の「優生学」においては、「智能等級」は、上から「俊才、英才、秀才、才人、常人、凡庸、魯鈍、痴愚、痴呆」の9段階に加えて1万人に1人、10万人に1人の割合で「天才」があるとされる。「優生学」、217頁。
- 29 前掲『優生学と人間社会』参照。
- 30 市川源三「普選実現とその教育的準備」『教育時論』1433号、1925年4月、5頁。傍点は原文。
- 31 市川「普選実施とその教育的準備」、2-5頁。傍点は原文。
- 32 市川「応用優生学」(二)、20-21頁。
- 33 市川「普選実施とその教育的準備」、3頁。
- 34 現在、「第三者が集団の利益を優先して個人の生殖に介入する優生学（『旧優生学』）」は否定される傾向にあるが、「個人（親）の利益を最優先として、自発的に行われ」、「自由な選択を保障する」という「新優生学」が台頭している。松原洋子「優生学」『現代思想』第28巻第3号、2000年2月、196-199頁。